

議案第124号

公債償還基金条例の一部を改正する条例案

公債償還基金条例（昭和39年大阪市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条中「歳計剰余金の全部又は一部及び」及び「の各号」を削り、「もつて」を「もって」に改める。

第4条中「ついて」を「関し」に、「市長が」を「市規則で」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 平成24年度及び平成25年度に限り、基金の一部を処分し、大阪市財政調整基金条例（平成25年大阪市条例第 号）に基づく大阪市財政調整基金に積み立てることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成25年3月1日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

公債償還基金に積み立てる予算からの繰入金の範囲を改めるとともに、公債償還基金の一部を財政調整基金に積み立てるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

公債償還基金条例 (抄)

(積立て)

第2条 基金は、歳計剰余金の全部又は一部及び次の各号に掲げる収入その他の予算からの繰入金をもつて積み立てる。
もつて

(1)-(3) 省 略

(施行の細目)

第4条 基金の管理その他この条例の施行について必要な事項は、市長が 定める。
関し 市規則で

附 則

1 省 略

2 平成24年度及び平成25年度に限り、基金の一部を処分し、大阪市財政調整基金条例（平成25年大阪市条例第 号）に基づく大阪市財政調整基金に積み立てることができる。